

ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

管内の労働災害は8.3%減と再び減少傾向に

▶本号では、令和8年度業務改善助成金についてお知らせします。

▶瀬峰署管内における休業4日以上労働災害発生状況等についてお伝えします。

令和8年1～6月の瀬峰署管内の休業4以上の死傷者数は、下記のとおり前年同期比で6人減少、率にして8.3%と再度減少傾向に転じており、死亡災害は令和7年に続いて0件となっています。

業種別では、運輸交通業が前年同期比66.7%、清掃・と畜業が前年同期比200%と大幅に増加しています。

▶業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金を50円以上引き上げ、生産性向上に資する機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティングを行う中小企業・小規模事業者、その機械設備等に要した費用の一部を助成する制度であり、今年度は申請期間が令和8年9月1日から最低賃金の発効日の前日までとなっています。現在、令和8年度の宮城県最低賃金について検討する審議会が始まっており、例年、8月上旬に具体的な金額が取りまとめられて答申が行われ、10月から新たな最低賃金が改定される予定となっていますので、今年度改定される最低賃金の動向をご確認いただき、事業主の皆様の負担軽減につながる業務改善助成金のご活用をご検討ください。

瀬峰署管内の労働災害発生状況 令和8年7月8日現在

※休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

業 種 別	令和7年		令和8年		前年同月増減			
	1～6月		1～6月		死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	72		66		-6	-8.3%		
製 造 業	11		16		5	45.5%		
鉱 業								
建 設 業	20		12		-8	-40.0%		
運輸交通業	3		5		2	66.7%		
貨物取扱業								
農 業	2				-2	-100.0%		
林 業	3		2		-1	-33.3%		
畜産・水産業	3		2		-1	-33.3%		
商 業	11		11					
金融・広告業	1				-1	-100.0%		
映画・演劇業								
通 信 業	3		1		-2	-66.7%		
教育・研究業								
保健衛生業	11		11					
接客娯楽業			1		1			
清掃・と畜業	1		3		2	200.0%		
官公署								
その他の事業	3		2		-1	-33.3%		

令和8年度業務改善助成金について

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画

設備投資等の計画 (機械設備導入やコンサル ティングなど)

業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告したくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月1日に改定する都道府県単位の最低賃金）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部または賃金課までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。>

助成対象経費	一般 事業者	特例事業 者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

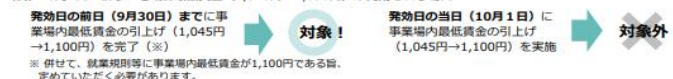
助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>
○事業場内最低賃金が1,040円
→助成率4/5
○8人の労働者が1,130円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円
➡ **450万円が支給されます。**

賃金引上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効日に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく**必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- ・ 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,040円→1,090円)が発効される場合



助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

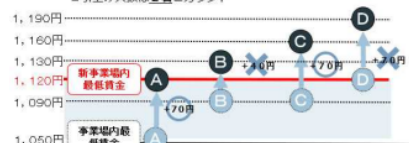
「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例> 事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合>

- A: 事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B: 申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D: 既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**

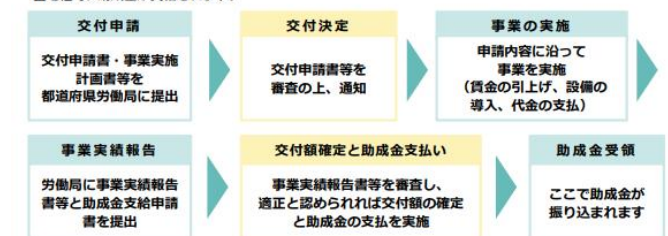
■引上げ人数は2名とカウント



- A: 引上げ人数としてカウント
- B・C: 事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げている必要がある。
- D: 既に事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただく、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、**助成の対象となりません**。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 同一事業所の申請は年度内1回までです。

令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた**自動車（特殊用途自動車を除く）**は、**助成対象外**となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- ・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ 最低賃金特設サイト
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

